

東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱 の一部改正について

このたび、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の一部を下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1 改正の内容

従前より、指名停止期間中に、その指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったとき（※）は、指名停止の解除を行うとともに、その旨を通知しておりました。

今後については、指名停止期間終了後であっても、同様に責を負わないことが明らかとなったときは、当該指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うものとし、その旨を通知することとします。

したがって、指名停止期間中あるいは指名停止期間終了後において、その指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、下記の間合せ先までご連絡ください。

※「指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったとき」とは、例えば、法令違反容疑による逮捕あるいは起訴を事由として指名停止措置を受けており、その後不起訴あるいは無罪が確定した場合等を指します。

2 施行日

令和元年6月10日（※）

※施行日より前に期間が終了している指名停止措置についても、施行日以降にご連絡をいただければ、解除に相当するものとして取り扱う対象となります。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607